

# 七尾市行財政改革大綱

平成17年8月

七尾市

目次		
はじめに	.....	1
I 改革の背景	.....	1
1. 国・地方の状況	.....	1
2. 市の状況	.....	1
II 自治体運営の基本理念	.....	2
1. 住民自治	.....	2
2. 協働	.....	2
3. 持続性	.....	2
III 行財政改革の基本方針	.....	3
1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営	.....	3
2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制	.....	3
3. 健全な財政運営	.....	3
IV 改革の内容	.....	4
1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営	.....	4
(1) 情報提供・共有の推進	.....	4
(2) 市民との対話	.....	4
(3) 市民主体の行政	.....	4
2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制	.....	4
(1) 行政システムの改革	.....	4
(2) 組織・人事管理制度の見直し	.....	4
(3) 民間の経営手法の活用	.....	4
(4) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、 第三セクターの見直し	.....	4
3. 健全な財政運営	.....	5
(1) 財政の健全化	.....	5
(2) 公共施設の統廃合	.....	5
(3) 受益と負担の適正化	.....	5
(4) 経費の削減	.....	5
(5) 事務事業の見直しとまちづくり計画の 実施計画策定	.....	5
4. 推進体制	.....	5
(1) 推進期間	.....	5
(2) 推進体制	.....	5
① 庁内での改革推進体制	.....	6
② 市民とともに改革を推進する体制	.....	6

(3) 計画的な実施	6
(4) 進捗状況等の公表	6
(5) 市民からの意見・提案の把握	6
(6) 大綱の改訂	6
用語説明	7

## はじめに

当市は平成16年10月に七尾西湾を取り囲む旧七尾市、旧田鶴浜町、旧中島町、旧能登島町の1市3町が広域合併し七尾市となった。

行政改革については、合併前の1市3町でそれぞれが、平成6年政府策定の「地方公共団体における行政改革のための指針」に基づき独自の行政改革大綱を策定し、更に平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき大綱を改訂し取り組んできた。

国においては、一層の改革を進めるため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対し、行政改革大綱の見直しと平成17年度から5年間の具体的な取組を明示する集中改革プランの策定とその成果の公表を求めている。

## I 改革の背景

改革を進めるためには、まず、今なぜ、改革が求められているのかを十分認識する必要がある。

### 1. 国・地方の状況

バブル崩壊以降の数次にわたる経済対策や税収の減少により、国・地方の負債額は770兆円を超えている。

国では、「国から地方へ」「官から民へ」の基本原則の下、地方分権を推進している。現在、公立保育所運営費1,661億円の一般財源化、義務教育費国庫負担金8,500億円の削減、国民健康保険の国庫負担金6,850億円の削減等を含む国庫補助金4兆円の廃止・削減、基幹税の一部を税源移譲及び地方交付税の財源補償制度の全般的な見直しなど、2006年度までに実施することを掲げている。

国は「小さな政府」を志向し、地方は「自立」が求められている。

### 2. 市の状況

これまで、市では都市基盤整備をはじめ福祉、医療、産業、教育等幅広く事業を推進してきた。その結果、管理的な経費や公債費等が増大してきた。そんな中、三位一体改革により地方交付税交付金が減額となり、急激に財政が悪化してきた。

平成17年度当初予算では予算編成時に9億8千万円あった財政調整基金もその全額を取り崩し、さらに10億9千万円の市債を発行してやっと収支バランスをとっている状態である。このままで推移すると平成18年度以降は、毎年30億円の財源不足が予想される厳しい状況にあり、財政再建団体への転落も予想される事態となっている。

厳しい財政状況の下、これまでの行政のあり方では、財政的に行政サービスを支えきれない状態である。歳入と歳出の収支バランスを保ち、これまでの行政サービスのあり方を見直し、極力行政のムダを削り、市民生活に必要な不可欠なサービスに重点化していくことが必要である。

このため、市では大綱の実施計画である行財政改革プラン（集中改革プラン）を策定し、行財政運営を根本から見直し、システムの転換、簡素・効率化を推進する。

市では、「能登の未来を担う ひとづくり」、「経済的自立を可能にする 産業活力づくり」、「笑顔で住み続けられる やすらぎづくり」、「人・地域・世界をつなぐ 連携づくり」の4つを基本方針として「人が輝く交流体感都市」に向けたまちづくりを進めている。市民と行政が共に地域の問題の克服に取り組み、低コストな行政サービスが提供され、子どもたちに負担が先送りされない公平なまちづくりを目指していく。

## II 自治体運営の基本理念

地方分権の進展により、地方公共団体では、個性を重視したまちづくりが求められている。分権型社会における目標は「自分たちのまちは 自分たちのために 自分たちの責任において 自分たちの手でつくる」ことであり「その実現のために市は何をすべきか」、「市民は何をすべきか」、「財政負担はどうあるべきか」などについて抜本的な改革を考える必要がある。又、多様化する行政需要に対し限られた財源の中で対応していくためには自治体自身が市民と一体となって英知を結集し行政サービスの低コスト化を進めていかなければならない。そこで、次の三つの基本理念をもとに諸施策を展開していく。

### 1. 住民自治

市民の身近な行政は市民に身近な自治体が処理する地方分権の時代にあって、市民の意思と参加によるまちづくりを推進するため、市民が主役となる行政を展開するとともに、公正・透明な行政運営を確保していく。

### 2. 協働

少子・高齢化や市民ニーズの多様化などによる社会情勢に対応するためには、これまで行政が主導してきた行政サービスの提供について抜本的な見直しが迫られている。

様々な市民と行政が能力と適性に応じて役割分担し、市民の自助、地域の互助、行政の公助とそれぞれが力を出し合える仕組みづくりが必要であり、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていく。

### 3. 持続性

分権型社会を迎え自己決定・自己責任のもとに、限りある資源や財源を、将来を見据えながら、現世代と次世代の受益と負担のバランスを図る中で運用し、持続あるまちづくりを進めていく。

### Ⅲ 行財政改革の基本方針

これからの社会経済環境の変化に的確に対応し、市政の持続的発展の実現を図るためには、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていく必要がある。

「行政が直接行うサービス」、「市民と協働して行うサービス」、「民間に任せるサービス」とサービスの担い手を広く市民、民間の中から求める必要がある。市民と行政がそれぞれ役割分担を決め、お互いの役割と責任のもと、住みよい地域づくりに取り組んでいかねばならない。

行政運営全般についても、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルを徹底することにより、仕事のやり方や組織を見直し、市政の体質改善を図るなど、内部努力の徹底を図っていかねばならない。

経営的視点を導入した行財政運営を確立し、市民の満足度と成果を重視する市政への転換を図り、市民に質の高い行政サービスを継続的に提供できるよう次の3項目を行財政改革推進の基本方針とする。

#### 1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

市民が行政に参加するには、市民との行政情報の共有が不可欠である。行政が行う行政サービスについては市民に広く情報開示し、市民から意見を積極的に求め、その意見が十分に反映されるシステムを構築して行かねばならない。また、提供される行政サービスについても、市民や利用者から広く意見を募集し、成果を改善していく体制の構築も必要である。

今後は、市民参加をさらに進め、行政と市民との協働による開かれた透明性の高い市政を実現していく。

#### 2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

限られた行政資源で、高度化・多様化する市民ニーズに的確・迅速に対応し、市民の負託に応えるには、業務の効率・減量化、経営の観点の導入による業務の見直し等組織のスリム化を推進しなければならない。これらの観点から、公共性・公平性の原則に留意しつつ、民間の経営手法やコスト感覚に学び、徹底した効率化、減量化を進め経費を節減する。

今後は、新しい時代に対応する組織機構への継続的見直し、職員の資質向上や意識改革を実行し、最小のコストで最大の効果を上げることが可能な、簡素で効率的な行政体制を速やかに整備していく。

#### 3. 健全な財政運営

今後の財政構造については、地方交付税や国県支出金、地方債などへの依存型の財政構造から歳入規模に見合った財政構造への転換を図る。事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドによる見直し、基金の確保、市債の適正運用等、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを積極的に進め、市政の持続的発展を支える財政基盤を確立していく。

## IV 改革の内容

### 1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

#### (1) 情報提供・共有の推進

多様な広報手段の採用により、市民に積極的に行政情報を提供することにより、情報の共有化を図り、より開かれた市政運営を目指す。

#### (2) 市民との対話

市民意見募集制度や市民満足度調査体制等により、市民の意見を広く取り入れ、市民の知恵の行政への反映を積極的に進める。

#### (3) 市民主体の行政

市民、地域コミュニティ、ボランティア団体等多様な主体がそれぞれ持ち味をいかし、市民と行政が協働でまちづくりを推進するため、市民活動を支援する体制を整備する。

### 2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

#### (1) 行政システムの改革

行政手続きの簡素化やITの活用等による住民サービスの向上を図る。また、事務事業における評価制度を構築する。

#### (2) 組織・人事管理制度の見直し

簡素、かつ効率的な組織づくりと能力重視の人事・給与体系への転換を進める。また地方分権時代を担い、市民との協働を推進するため職員研修を充実する。職員数は定員適正化計画を作成し、組織の効率化に合わせ計画的に減少させる。

#### (3) 民間の経営手法の活用

すべての公の施設について、管理のあり方を検証し、行政運営の効率化、サービス水準の向上等のため、指定管理者制度の積極的な導入を推進する。

#### (4) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクターの見直し

地方公営企業・地方公社については、更なる経営健全化に取り組む。第三セクターについては、独立採算性を目指し、改革スケジュールを策定する。経営内容により統廃合、民間譲

渡、完全民営化等の検討を進める。

### 3. 健全な財政運営

#### (1) 財政の健全化

経常経費を中心に、人件費、補助金、施設管理費等の節減や公債費負担の適正化等経費全般について縮減合理化を進める。又、市税収納率の向上や財産収入の確保、使用料・手数料の適正化等により自主財源の確保に努め、自主的、かつ計画的に財政の健全化を進める。

#### (2) 公共施設の統廃合

保育園は公民の役割分担を検討し統廃合及び民営化を推進する。小学校・中学校は適正な学級数を確保するため、統廃合を含め校区の再編成を進める。その他公共施設については費用対効果を調査し、類似施設の統廃合を進める。

#### (3) 受益と負担の適正化

使用料・利用料等については、事務事業の性格、市民のニーズ等を考慮しながら見直しを行う。

#### (4) 経費の削減

補助金・扶助費の再編成、光熱水費の一層の省エネ、業務・管理委託の仕様見直し、公共工事のコストの見直し等経費全般について節減に努める。

#### (5) 事務事業の見直しとまちづくり計画の実施計画策定

事務事業については、需要の範囲、内容や効果を検証し、その必要性を見直し再編・整理、廃止・統合を進める。

又、まちづくり計画についても、事業の緊急性、必要性、効果性などを検証し、事業の取捨選択を行い実施計画を策定する。

### 4. 推進体制

#### (1) 推進期間

平成17年度から平成21年度までの5カ年間とする。

#### (2) 推進体制



行財政改革推進本部が中心となり、全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に行財政改革推進委員会や議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて広く市民に公表し、意見を反映する。

#### ①庁内での改革推進体制

##### 七尾市行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置し、毎年度、行財政改革大綱の進捗状況を調査し、改革目標達成に向けて進行管理を行う。

#### ②市民とともに改革を推進する体制

##### 七尾市行財政改革推進委員会

市民で構成する行財政改革推進委員会を設置し、行財政改革の進捗状況について、市民、民間の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行うとともに、実施状況について報告を受ける。

### (3) 計画的な実施

年度当初に当該年度の改革目標を定め、その進行管理を行い、改革を計画的に実施する。

### (4) 進捗状況等の公表

毎年度、行財政改革の実施成果を、広報誌、ホームページ等で市民に広く知らせる。

### (5) 市民からの意見・提案の把握

市民意見募集制度等、改革の進行を広く公開し、市民の声を改革に反映する。

### (6) 大綱の改訂

今後の地方分権の進展、経済情勢、行政需要等の変動に即応し、適時適切に見直しを行う。

## 用語説明

- 公債費 ……………市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の債務の支払いに要する経費
- 財政再建団体 ……………赤字累計額が一定規模つまり、標準財政規模の20%を超えた場合に財政再建団体になります、企業で言えば一種の破産状態で、会社更生法の適用を受けることになる
- 財政調整基金 ……………地方公共団体において年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた貯金のこと
- 三位一体改革 ……………国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすため(1)国庫補助金の改革(2)地方交付税の改革(3)税源委譲の3つの改革を一体的に進めようとするもの
- 指定管理者制度 ……………体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から管理する主体は地方公共団体か公共的団体等に限定されていましたが、地方自治法が改正になり、民間事業者（民間団体）でも「公の施設」の管理が可能となった
- 市民意見募集制度 ……………行政による規制の設定又は改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度のこと
- 第三セクター ……………地方自治体又は国と民間企業との共同出資により設立された事業体のこと
- 地方公営企業 ……………地方公共団体が経営する企業で、住民の福祉の増進を目的とすることは一般行政と同じだが、その事業に要する経費を税金でなく、受益者が負担する
- 地方公社 ……………自治体が行うべき仕事である用地の先行取得や土地の造成、観光開発等といった事業を、その自治体に代わって実施するために設立されたもの
- 地方交付税 ……………全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税で、市町村は独自の判断で使える財源
- 扶助費 ……………生活保護や子供・高齢者などに対する各種福祉の助成、手当、医療給付などの社会保障に要する経費